

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 7 月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第42号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成11年岩手県条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から<u>平成21年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、第2条第1号の規定にかかわらず、100分の0.3とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から<u>平成24年3月31日</u>までの間に行われたときに限り、第2条第1号の規定にかかわらず、100分の0.3とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成21年4月1日から適用する。
- 平成21年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において土地を取得した者で改正後の条例第2条の規定により不動産取得税の不均一課税の適用を受けようとするものについては、施行日前に改正後の条例第3条第1号に定める期限を経過したもの又は施行日から起算して1月以内に当該期限が到来するものに限り、同条に規定する申請書の提出期限は、施行日から起算して1月を経過した日とする。